

タケエイ川崎リサイクルセンターに係る条例環境影響評価審査書の公告について
(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町14番27号
株式会社タケエイ
代表取締役 三本 守

2 指定開発行為の名称及び所在地

タケエイ川崎リサイクルセンター
川崎市川崎区浮島町300番3及び7

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成17年5月17日(火)

4 問い合わせ先

株式会社タケエイ 事業本部 技術グループ
東京都江戸川区西葛西7丁目20番10号
電話 03-3869-1222

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

タケエイ川崎リサイクルセンター に係る条例環境影響評価審査書 (概要)

平成17年5月

はじめに

タケエイ川崎リサイクルセンター(以下「指定開発行為」という。)は、株式会社タケエイ(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区浮島町300番3及び7の工場跡地、約4.1haの区域において、建設系産業廃棄物のリサイクル及び適正処理を目的とした廃棄物処理施設を設置するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成16年7月8日に本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書を踏まえ、指定開発行為が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、平成17年1月7日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受け、条例準備書の公告、縦覧を行ったが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成17年4月26日に答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社 タケエイ

代表者：代表取締役 三本 守

住 所：神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 14 番 27 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：タケエイ川崎リサイクルセンター

種 類：廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に
該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区浮島町 300 番 3 及び 7

区域面積：41,090.50m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的：建設系の産業廃棄物を中心とした廃棄物処理施設を設置し、
リサイクルの推進と適正処理を行うものである。

イ 土地利用計画

・精選棟・選別棟等の建築物	18,439.83m ²	(45.0%)
・緑化地	10,273.00m ²	(25.0%)
・構内道路及び駐車場等	12,377.67m ²	(30.0%)

ウ 処理施設の計画概要

項 目		計 画 内 容
収集対象地域		川崎市の南部を中心とした市内全域及び県内の 周辺地域
収集対象廃棄物		産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず、がれき類の7種類）
処 理 量		年間計画処理量 175,000 トン/年 処理能力 2,718 トン/日（24時間）
設 備 ・ 工 程	混合廃棄物処理ライン	混合廃棄物の受け入れ、手降し、荒選別、手選 別、破砕、機械選別、圧縮
	可燃品処理ライン	可燃物、紙くず、廃プラスチック類を破砕、圧 縮
	廃プラ処理プラン	廃プラスチック類を破砕、圧縮
	複合品処理ライン	複合品、大物の切断
	石膏ボード処理ライン	石膏ボードを選別し、専用コンテナへ圧縮
	コンクリート処理ライン	がれき類の破砕、ふるい分け
	木くず処理ライン	木くずの破砕、ふるい分け
	スクラップ処理ライン	金属くずの切断
運 転 計 画		運転日数 : 350 日/年 (正月、盆、GWのみ休み) 受入時間 : 24 時間/日 (夜間搬入は少量) 設備稼働時間: 最大 24 時間連続運転 通常は 16 時間/日 従業員数 : 100~120 人(二交替制)

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、建設系の産業廃棄物を中心とした廃棄物処理施設の建設事業であり、供用時における粉じん対策等の環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

(2) 個別事項

ア 大気質

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.065ppm で、環境基準（0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を超えるものの、工事用車両による年平均付加濃度は 0.00008ppm（付加率 0.2%）であると予測している。また、浮遊粒子状物質の将来濃度（日平均値の 2%除外値）は 0.093mg/m³ で、環境基準（0.10 mg/m³ 以下）を満足すると予測している。さらに、工事に際しては、工事用車両が集中しないように運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気環境に及ぼす影響は小さいとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う粉じんの影響については、廃棄物処理設備や保管場所は全て建屋内に配置するほか、廃棄物の荷降ろし場所、保管場所、荒選別場には噴霧装置の設置等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障を及ぼすものではないとしている。

また、供用時の搬出入車両の走行に伴う二酸化窒素の将来濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.065ppm で、環境基準を超えるものの、搬出入車両による年平均付加濃度は 0.00050ppm（付加率 1.2%）と予測している。浮遊粒子状物質の将来濃度（日平均値の 2%除外値）は 0.092 mg/m³ で、環境基準を満足すると予測している。さらに、最新規制適合車、低排出ガス車等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気環境に及ぼす影響は小さいとしている。

しかしながら、供用時において、搬出入車両の出入り時に建屋内からの粉じんの飛散が懸念されることから、条例準備書に記載した粉じん対策に係る環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性等に適合し、また、植栽土壌の整備も行うことから、緑の適切な保全及び回復育成を図ることができるとしているが、植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は 25.0%で、地区別環境保全水準(25.0%)を満足し、緑化地には緑の構成に配慮して、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、植栽し、また、既存の緑を保全、活用することから、現状の緑を生かし、かつ、回復育成を図ることができるとしているが、保全及び植栽する樹木等の適正な管理、育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、緑化地の土壌は良質な客土を使用するとともに、現況の土壌は施肥等による土壌改良を行うことから、土壌環境は植栽基盤として良好なものとなり、緑の回復育成に係る適正な土壌の保全を図ることができるとしているが、土壌整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

ウ 騒音

建設機械の稼働に伴う敷地境界線における騒音レベルの最大値は76デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、工事に際しては、低騒音型の建設機械の使用等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は小さいとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日が75.1デシベルで、環境保全目標(昼間:70デシベル以下)を超えるものの、現況の等価騒音レベルが既に環境保全目標を超えており、工事用車両による騒音の増加は0.1デシベルであると予測している。これに対し、工事用車両が集中しないよう配車計画や車両管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境の騒音の現況を悪

化させないとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う敷地境界線における騒音レベルの最大値は 64 デシベルで、環境保全目標（朝・夕：75 デシベル以下、昼間：75 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型機器の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障がないとしている。

また、供用時の搬出入車両の走行に伴う等価騒音レベルは昼間が 75.3 デシベル、夜間が 72.1 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を超えるものの、現況の等価騒音レベルが既に環境保全目標を超えており、搬出入車両による等価騒音レベルの増加は 0.3 デシベル以下と予測している。これに対し、搬出入車両が集中しないよう配車計画や車両管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境の騒音の現況を悪化させないとしている。

これらの評価は、工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、供用時において敷地境界線で騒音レベルが比較的高い箇所もあるため、破碎機等の騒音の大きな機器については、保守管理の徹底に努めること。

エ 振 動

建設機械の稼働に伴う敷地境界線における振動レベルの最大値は 60 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事に際しては、低振動型の建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は小さいとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時が 46.1 デシベルで、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下）を満足し、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる通常 55 デシベル）をも下回ると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう配車計画や車両管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境の騒音の現況を悪化させないとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う敷地境界線における振動レベルの最大値は 64 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、振動の大きな機器については、伝播を抑制するための防振対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障がない

としている。

また、供用時の搬出入車両の走行に伴う振動レベルは、昼間が44.2 デシベル、夜間が39.1 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足し、振動感覚閾値をも下回ると予測している。さらに、搬出入車両が集中しないよう配車計画や車両管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境の振動の現況を悪化させないとしている。

これらの評価は、工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、供用時において敷地境界線で振動レベルが比較的高い箇所もあるため、破碎機等の振動の大きな機器については、保守管理の徹底に努めること。

オ 廃棄物

（ア）一般廃棄物

供用時に発生する事業系一般廃棄物は年間94m³と予測し、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等に基づき適切な規模のごみ保管施設を設置して分別保管し、古紙類については回収業者に委託して適正に処理するとしている。また、廃棄物の発生を極力少なくするよう、発生抑制に努めるとともに、廃棄物の収集は、川崎市の許可を受けた業者に委託し、適正に処理することから、生活環境の保全に支障がないものとしており、この評価は概ね妥当である。

（イ）産業廃棄物

工事中及び供用時に発生する産業廃棄物については、廃棄物の発生抑制及び再利用等に努めるとともに、選別及び分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて極力再利用、再資源化する方法を採用する業者に処理を委託し適正に処理を行い、また、産業廃棄物の搬出運搬にあたっては、荷くずれや飛散等が生じないように荷台カバーを着用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障がないとしている。この評価は概ね妥当であるが、具体的な再利用や再生利用の方法について、その内容を市へ報告すること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、建設時における工事用車両の走行に伴う交通混雑度は0.155～0.233で、また、供用時の搬出入車両の走行に伴う交通混雑度は0.202～0.258で、いずれも円滑な交通の処理が可能である交通混雑度1.0を下回ると予測し、さらに、工事用車両及び搬出入車両が集中しないよう配車計画や車両管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障がないとしている。

一方、交通安全については、建設時の工事用車両ルート及び供用時の搬出入車両ルートでは、一部信号機が設置されていない横断歩道があるものの、交通整理員の配置、運転者に対する交通安全教育等の環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障がないとしており、これらの評価は概ね妥当である。

キ 安全（火災爆発等）

本計画では、可燃物を取扱うことから火災爆発等に係る万全な安全対策を講ずるとともに、適切な組織体制、緊急時の防災体制を確立しており、周辺地域及び事業所内の人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られたものであるとしており、この評価は概ね妥当である。

（3）環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な内容について、市へ報告すること。

（4）事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑」を行うとしており、概ね妥当である。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成16年 7月 8日 指定開発行為実施届及び条例方法書受理
7月21日 条例方法書公告、縦覧開始
9月 3日 条例方法書縦覧終了、意見書の提出締切り
縦覧者 13名
意見書提出 2通
9月 3日 市長から審議会に条例方法書について諮問
9月10日 指定開発行為者あて意見書の内容の送付
11月 5日 審議会から市長に条例方法書について答申
12月 1日 条例方法審査書公告
指定開発行為者あて条例方法審査書送付

平成17年1月 7日 条例準備書受理
1月18日 条例準備書公告、縦覧開始
3月 3日 準備書の縦覧終了、意見書の提出締切り
縦覧者 7名
意見書提出 なし
3月10日 市長から条例準備書の審査について、審議会に諮問
4月26日 審議会から条例準備書の審査結果について、市長に答申

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年9月 3日 条例方法書の審査について、市長より審議会あて諮問
9月 9日 審議会（現地視察）
9月29日 審議会（事業者説明及び審議）
10月28日 審議会（答申案審議）
11月 5日 条例方法書の審査結果について、審議会から市長あて答申

平成17年3月10日 条例準備書の審査について、市長より審議会あて諮問
3月14日 審議会（現地視察）
3月29日 審議会（事業者説明及び審議）
4月25日 審議会（答申案審議）
4月26日 条例準備書の審査結果について、審議会から市長あて答申